

専決処分書

令和元年度伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計
補正予算（第2号）

補正予算を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和元年度伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計補正予算
（第2号）

別記のとおり

令和2年3月31日

伊丹市長 藤原 保 幸

令和元年度伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計
補正予算（第2号）

令和元年度伊丹市中小企業勤労者福祉共済事業特別会計補正予算
（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額32,732千円のうち、歳入補正の
款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		11,403	301	11,704
	1 繰入金	11,403	301	11,704
5 諸収入		8,131	△301	7,830
	2 雑入	8,070	△301	7,769
歳入合計		32,732	—	32,732

1 歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	11,403	301	11,704
1 繰入金	11,403	301	11,704
1 繰入金	11,403	301	11,704
5 諸収入	8,131	△301	7,830
2 雑入	8,070	△301	7,769
1 実費弁償金	7,899	△301	7,598
歳入合計	32,732	—	32,732

節		説明
区分	金額	
2 基金繰入金	301	基金繰入金 301
1 諸弁償金	△301	共済行事弁償金 △301